

独立行政法人評価委員会第32回農業分科会

農林水産省消費・安全局
消費・安全政策課

第32回独立行政法人評価委員会農業分科会

日時：平成22年3月11日（木）

会場：農林水産省共用第10会議室

時間：13：30～15：22

議事次第

1. 開会

2. 議事

- (1) 農業漁業信用基金の業務方法書の変更について
- (2) 役員給与規程の一部改正について
- (3) 独立行政法人評価基準等の見直しについて
- (4) 平成20事業年度退職役員の業績勘案率（案）について
- (5) 農畜産業振興機構の短期借入金の借換えについて
- (6) 農林漁業信用基金の長期借入金の借入・償還計画について
- (7) その他

3. 閉会

午後1時30分 開会

○松本分科会長 皆さん、こんにちは。

定刻となりましたので、ただいまから農林水産省独立行政法人評価委員会第32回農業分科会を開催いたします。

実に久しぶりの会合でございます。本日の議長を務めさせていただきます松本でございます。よろしくお願ひします。

委員及び専門委員の先生方には、年度末の大変お忙しいときにご参集をいただき、まことにありがとうございます。

さて、本日の会合でございますが、委員10名のうち8名の方にご出席いただいておりますので、農林水産省独立行政法人評価委員会令第6条第3項において準用する同条第1項の過半数の出席要件を満たしていることから、成立していることをご報告申し上げます。

それでは、事務局から、ただいまから議事の進め方の説明と配付資料の確認をお願いいたします。

○消費・安全局消費・安全政策課長 事務局を務めさせていただきます消費・安全局消費・安全政策課長の嘉多山でございます。よろしくお願ひいたします。

早速でございますけれども、きょうの議事の進め方についてご説明をさせていただきます。

本日の議事につきましては、お手元に議事次第としてお配りしておりますけれども、この順に沿ってということでご審議いただきたいと思います。

(2)、(3)、(4)については、該当する独立行政法人について一括してご説明をさせていただいた上でご検討いただくという形にしたいというふうに思っておりますのでよろしくお願ひいたします。

なお、本日は水資源機構については議案の提出というものはございません。

それから、資料のご確認でございます。1枚おめくりいただくと、差しかえ等一覧という紙をお配りさせていただいていると思います。事前に送付させていただいておりまして、本日ご持参をいただいたものについては、白丸ということで示してございます。それから、黒四角になっておりますのは、事前に送付をさせていただいていなかった資料でございまして、それのみを卓上に配付させていただいておるということでございます。

それから、資料の6でございますけれども、これは黒丸がついてございますが、事前にお送りしたものと差しかえるという形でございます。表紙に「正」の字のスタンプが押し

てあるものが最終的な差しかえの資料ということでございますので、よろしくお願ひをいたしたいと思います。

資料につきましては、途中でも何か不足がございましたら事務局のほうにお申しつけいただければ、いつでも差しかえなりさせていただきますので、よろしくお願ひしたいと思います。

私のほうからは以上でございます。

○松本分科会長 資料のほう、よろしゅうございますか。

それでは、本日の1つ目の議題に入りたいと思います。

1つ目の議題は「農林漁業信用基金の業務方法書の変更について」でございます。

農林漁業信用基金から説明をお願いいたします。

○農林漁業信用基金理事長 農林漁業信用基金の理事長の堤でございます。よろしくお願ひいたします。

それでは、「農林漁業信用基金の業務方法書の一部変更について」ご説明をいたします。

本件は、今国会に提出され、今後審議が予定されております農業改良資金助成法等の一部を改正する法律案、これによる農業信用保証保険法の改正に伴いまして、業務方法書の変更が必要となるものでございます。

お手元の資料の2の7ページに法案の概要が記載されておりますので、ご覧いただきたいと思います。法律の公布・施行と同日付の年度初めから業務を開始する予定でございますので、主務大臣に行います業務方法書の変更認可の申請に先立ちまして、あらかじめ評価委員会のご意見を伺いたいと思いますので、よろしくお願ひ申し上げます。

資料の2の1ページをごらんください。業務方法書の変更の概要をまとめておりますので、この概要で説明をさせていただきます。

農林漁業信用基金におきましては、農業信用基金協会を相手方といたします農業保証保険を基本としつつ、法人等の大口貸し付けなど基金協会が対応しがたい場合に補完的に農林中央金庫、信用農業協同組合や連合会などを相手方といたしまして、直接保険を行う農業融資保険の業務も行っております。

今回の法律改正により、融資保険の対象金融機関に銀行などが追加されることに伴いまして、業務方法書の変更を行うものでございます。

主要な変更内容を申し上げます。まず、融資保険の対象としまして、銀行、信用金庫、信用組合、これを追加いたします。ただし、基金協会による保証が基本であることを明確

にするという観点から、融資保険の対象としようとする貸し付けについて、基金協会が債務保証を行うことができない、そういった旨の意見書を提出することといたしております。また、事業運営の安定を図るため、出資金等の額をもとに融資保険に係る貸付金の合計額の最高限度を設定いたします。あわせて一融資保険対象者、すなわち融資をする金融機関でございますが、ここに係る貸付金の合計額の最高限度も設定いたします。いろいろと細かいことがございますけれども、基本はそういうことでございます。

以上でございますので、よろしくお願ひいたします。

○松本分科会長 ありがとうございました。

それでは、ただいまの「農林漁業信用基金の業務方法書の変更について」、これから御意見、ご質問がありましたらお願いします。

ご質問の際は、本日のこの席は非常に横が長いので、私のほうからはちょっと遠いほうはお名前が確認できませんので、どうぞ名札をこういうふうに立てていただきますと多少見やすくなるかもしれませんので、よろしくお願ひします。

それでは、どうぞ。それでは、岡委員、どうぞ。

○岡専門委員 今の1番の説明のところに、「一方、」以下「補完的に信用基金が直接保険を行うもの」と、「補完的」というのはどういう場合を指しているんですかね。

○農林漁業信用基金理事長 例えばこういうケースがございます。厚生農協連が病院を建設をするような場合、100億円近い投資をいたしますので、そういう資金を融資するときに、債務保証を県域の基金協会がするのは大変困難な場合がございますので、そういう場合は基金協会にかわって私どもが直接保険という形で実質債務保証をやる場合があります。そういうことでございます。あくまでも保証は第一義的には基金協会が対応するということを前面に出しております。

○岡専門委員 わかりました。

○松本分科会長 よろしゅうございますか。

そのほかどうぞ。

(発言する者なし)

○松本分科会長 ございませんか。

それでは、そのほかにご質問あるいはご意見がないようでございますので、農林漁業信用基金の業務方法書の変更に必要な評価委員会への諮問・答申の手続につきましては、私に一任させていただきたいと思います。いかがでしょうか。よろしゅうございますか。

(「はい」と言う者あり)

○松本分科会長 ありがとうございます。

それでは、そのようにさせていただきます。

次の議題の2でございます。「役員給与規程の一部改正について」でございます。

事務局から説明をお願いします。

○消費・安全局消費・安全政策課課長補佐 消費・安全局消費・安全政策課の上河内と申します。どうぞよろしくお願ひいたします。

資料は3-1から3-6までつけてございますけれども、各法人共通の措置であるため一括してご説明いたします。

役員給与規程につきましては、通則法に基づき各法人が定めて主務大臣に届け出ることになっております。変更があった場合も同様でございます。この届け出があった場合に主務大臣は評価委員会に通知いたしまして、評価委員会は主務大臣に意見を申し出ることができますことになっております。各法人の資料の初めに評価委員会あて農林水産大臣の通知の写しを添付しております。

改正の内容でございますが、国家公務員につきましては、昨年8月の人事院勧告を受けまして、11月30日に一般職の職員の給与に関する法律が改正されたところでございます。独立行政法人の役員につきましては、通則法におきまして国家公務員の給与等を考慮して法人が定めることになっております。この関係で各法人が人事院勧告に沿った形で国と同様の措置をとったということでございます。

一番初めの資料3-1をごらんください。3枚めくっていただきまると、3枚目の裏に概要があります。今回は俸給月額の0.3%の引き下げ、及び期末特別手当につきましては、12月支給分について0.1月分の引き下げを行っております。期末特別手当につきましては、昨年8月にご審議いただきましたが、6月支給分と合わせて年間0.25月分の引き下げとなっております。

以上でございます。

○松本分科会長 ありがとうございました。

それでは、ただいまのご説明につきましてご意見、ご質問をお願いします。

どうぞ。ございませんか。

(発言する者なし)

○松本分科会長 それでは、特段のご意見がございませんので、各法人の役員給与規程の

一部改正につきましては、主務大臣に対して意見の申し出はないということでよろしゅうございましょうか。

(「はい」と言う者あり)

○松本分科会長 ありがとうございます。

それでは、そのようにさせていただきます。

次の議題の3でございます。「独立行政法人評価基準等の見直しについて」でございます。

それでは、まず農林水産消費安全技術センターPTの松井専門委員から説明をお願いいたします。

○松井専門委員 農林水産消費安全技術センタープロジェクトチームの専門委員の松井です。担当の夏目委員が本日欠席されておりますので、私のほうからご説明いたします。

私ども農林水産消費安全技術センタープロジェクトチームは、3月2日に担当委員4名の出席のもと開催され、平成21年度以降の業務実績評価における評価基準等の見直しについて検討を行ったところです。

それでは、資料4-1により説明させていただきます。

この評価資料の主な変更点についてご説明させていただきます。今回の見直しにつきましては、平成21年度の年度計画による見直しが主体となっております。年度計画による変更としては、大きく2つの点について変更しております。

1つ目ですが、昨年6月1日の中期目標等の改正により、大きく2つの業務について年度計画に業務が追加されております。追加された業務は、第169回国会において成立した愛がん動物用飼料の安全性の確保に関する法律、いわゆるペットフード安全法が平成21年6月1日に施行されたことに伴い、センターがペットフード安全法に基づく立入検査等業務を行うことと、日本の有機認定制度が米国国家有機計画NOPの技術的基準に適合することが平成20年5月19日に米国より認証されたことに伴い、センターがNOP基準に基づく認定機関の認定等にかかる業務を行うことが新たに計画に明記されたところです。

このため、新たな業務を評価するための評価指標の設定をしております。例えば2ページ目をごらんください。この2ページ目の中段の指標ですが、中期計画等の対応箇所欄の下線部分のとおり、中期計画及び年度計画においてペットフード安全法に基づく立入検査の業務が追加されたことから、これに対応する評価指標としまして、立入検査を適正に実施しているかどうかを評価することとしたいと考えております。

次に、同じく5ページ目、5ページ目の最初の指標ですが、中期計画等の対応箇所欄の

下線部のとおり、中期計画及び年度計画においてN O P基準に基づく調査が追加されたことから、これに対応する評価指標としまして、調査を適正に実施しているかどうかを評価することとしたいと考えております。

年度計画による変更の2つ目ですが、平成20年度計画で終了した大阪・岡山事務所の神戸センターへの移転統合計画、登録格付機関関連業務及び格付業務、これは生糸ですが、削除されております。例えば1ページ目をごらんください。この最初の指標ですが、中期計画等の対応箇所欄にあるとおり、大阪事務所及び岡山事務所の神戸センターへの移転が中期計画において記載されております。しかし、この平成21年3月末日で大阪事務所と岡山事務所を廃止し、神戸センターへの移転が終了していることから、これに対応する評価指標を削除することとしたいと考えております。

以上です。

○松本分科会長 ありがとうございました。

それでは、続きまして農業者年金基金のP Tの森田委員から説明をお願いいたします。

○森田委員 農業者年金基金プロジェクトチームの森田でございます。

当プロジェクトチームにおける農業者年金基金の平成21年度業務実績評価の評価指標に係る検討結果につきましてご報告させていただきます。

当プロジェクトチームは3月1日、布施専門委員、森田慎二郎専門委員、そして私の3名全員出席のもとで検討を実施いたしました。

それでは、主に平成21年度業務実績評価の評価指標についてご説明いたします。

資料の4-2をごらんいただきたいと思います。資料の一番右の欄が平成21年度の評価指標の案となっておりまして、赤字の部分が昨年度からの変更となる部分でございます。修正は主な理由として2点あります。1つは、総務省の政策評価、独立行政法人評価委員会からの二次評価を受けての修正、もう一つは年度計画の変更に伴う修正となっております。また、これらの変更に伴う評価基準の変更については、新旧対照表が資料の最終ページにございますので、こちらのほうもご参照いただきたいと思います。

今回の修正箇所の中でも、特にプロジェクトチームで議論となった事項をご報告いたします。お手元の資料の18ページ後半にある第6、「重要な財産を譲渡し、又は担保に供しようとするときは、その計画」についてでございます。

当該指標、右隣に年度計画、中期計画が記述されています。ごらんいただくとわかるとおり、平成21年度末までに売却することが明記されています。そのため、売却したときは

A、それから売却しなかったときはC、そういう2段階評価を設けることが考えられます。しかし、単純に売却した、しないの2段階評価にした場合、幾つかの問題点が指摘されます。

まず、第1が、法人に安くともとにかく売りさえすればいいという、そういうインセンティブが働いていないか。これはかつて、数万円で落札した業者が数千万円で転売して問題になったあのかんぽの宿のようなモラルハザードのようなことを招いていないか、そういったことを検証する必要があるということ。

それから、2番目が、売却による国庫への貢献の効果をやはり検証する必要があり、簿価や帳簿価格など根拠ある予定価格が設定されたかどうかということ、こういったことを検証する必要があるのではないかということ。

それから、3番目は、売却手続は進んでいるので、今まで売却への取り組みの努力が効率的、効果的に、かつ十分に実施してきたかということもトータルで判断する必要があるのではないか。

それから、4番目は、見通しは不透明ですけれども、独法通則法の改正の中で物納也可能になる、そういう可能性も考慮する必要があるということ。さらに、適正な価格では売却できなかった、そういうことをもって2段階評価ですとCになってしまいますけれども、それをもってCとしてよいのかという、そういう観点、こういった議論を踏まえまして、法人が安易な売却を実施していないかどうかを判断するために、修正案のような指標とすることが妥当であるという、そういう結論に達したところです。

以上、ご審議よろしくお願ひいたします。

○松本分科会長 ありがとうございました。

それでは、次に農林漁業信用基金PTの淵野委員から説明をお願いいたします。

○淵野委員 農林漁業信用基金プロジェクトチームの淵野でございます。

私のほうから、農林漁業信用基金の評価基準等の見直しについてご説明いたします。

本日配付の資料4-3をお開きください。評価基準及び評価指標については、新旧対照表の形で示しておりますけれども、各項目の1ページの下線を引いた箇所が今回見直す事項でございます。

見直しの観点でございますけれども、1つは、一昨年、昨年と総務省政独委の二次評価の指摘を受けた箇所がございます。その点を踏まえていることと、それから2点目は、法人の取り組みの進捗事業に応じて、20年度計画と比べて21年度計画において内容変更を行

ったことに伴うものでございます。

2ページ以降の評価指標の新旧対照表でご説明いたします。

最初に2ページの第1－1ですね、事業の効率化に係るところで、(1)「事業費の削減度合」のところでございます。昨年度、総務省の二次評価の個別的な指摘を受けておりまして、そこで事業費の削減度合いの評価に当たり、経済情勢などの外的要因による影響に配慮する場合は、定性的な分析にとどめず、できる限り定量的に把握した上で行うようにという指摘を行っております。それについて見直しの方向というものを検討しているということでございます。できる限り定量的に把握した上でということでございますけれども、このために今後検討していくということでありますけれども、米印のところに書いておりますけれども、評価の留意点についてその旨を付しております。

なお、現在定量的に影響度合を把握する方法を検討中でございます。

次に、次のページの第1－6の項目になりますけれども、「内部統制機能の評価」ということで、(1)のコンプライアンスの推進に係る指標でございます。このプログラムの策定などについては、20年度に策定済みでございます。それに伴う変更でございまして、21年度計画では、この策定したプログラムに基づき取り組みを推進する計画のところでの評価ということでございます。

それから、(2)、(3)の指標についても、コンプライアンスについての法人の取り組みの進捗事業に応じて、20年度計画と比べて21年度計画において内容変更を行ったということでございます。

次に、3ページのところでございますけれども、新たに(6)「部分保証対象の拡大等の措置状況の点検」という指標を追加しております。これも法人の取り組みの進捗状況に応じた21年度計画の内容に沿って追加した項目でございます。

最後に3－4でございますけれども、「求償権の管理・回収の強化等」の項目のところで、回収の実績というところで、昨年度総務省政独委の二次評価において保険金などの回収の実績について、農業・林業・漁業の各業務合計の業績のみで評価するのではなく、業務ごとの実績についても検証すべきとの指摘を受けております。本指標の米印のところで、評価の留意点についてその旨を示しております。

以上が評価の見直し点でございます。

○松本分科会長 ありがとうございました。

それでは、ただいまの3法人、農林水産消費安全技術センター、農業者年金基金及び農

林漁業信用基金の評価基準等の見直しについてご説明を伺ったわけですが、ただいまからこれらに対するご意見、ご質問をお願いしたいと思います。

どうぞ。ございませんか。

岡委員、どうぞ。

○岡専門委員 岡ですが、農林漁業信用基金のその実績に関する評価の見直しというところなんですけれども、この求償権の管理・回収の強化等というところで、今のお話を伺っていても、総務省から昨年度ですか、簡単に言えば成績が悪いじゃないか、それをその3つの農業・林業・漁業をひっくるめて90%以上であるからAであるけれども、そういう荒っぽいことをしないで、それぞれの業種というんですか、それぞれ分けて評価しろということのようですが、それはそれでいいんですけども、問題は事業費の削減云々というところの事業費というものの内容が、前回の評価委員会でもそんなお話がちょっとあったと思うんですけども、経済状況、外的要因というか、100年に一度の経済危機というようなその変動の中で生じたことまでを、普通、事業費というと収支をバランスさせていくための経費の部分のことを通常は言うんだけれども、この場合は、先だって理事長の説明でもそうでしたけれども、求償権の回収とか代位弁済だとか、そういうものが含まれるとのお話でしたけれども、当然これからまず経済状況はそんなに簡単に立ち直るわけないし、林業が大事だとか、森が大事だとか、環境が大事だとか、農業が大事だとかと言われている状況の中で、当然そういうことは起り得るだろうと思うんです。代位弁済は増えていくだろうと。そういう中で、何か今までのような状況で、基準で評価しようとするとき、非常にそこで具合が悪いというか、合わなくなってくるんじゃないなという気がするんですね。

それと、これから農業とか第一次産業は非常に大事だということを言われているんだけれども、そういう中で、こういう評価委員会もそうなんですけれども、単純に企業努力以上のものを要求されても無理なんじゃないかな。と同時に、金融というのはこれから産業構造が変わっていく上でのすごく大事なものになると思うんですが、そういうものに対して、これは農水省にお尋ねしたいんだけれども、特別に何かそういう金融措置というんですか、そういうものをお考えになっているのかどうか、そんな点をちょっとお尋ねしたいと思ってます。

○松本分科会長 それでは、どこの法人ということじゃなくて、全体としてよろしくございますか。

○岡専門委員 結構です。

○松本分科会長 では、農林水産省の事務局、あるいは今のご質問に対して最も関係する法人、どちらでも結構ですから、どうぞご回答をお願いします。

○経営局金融調整課長 すみません、金融調整課でございます。

すみません、もう一度、ご質問の点は、回収、こういう評価、業績が悪化した場合に支援の形ということでおろしいでしょうか。

予算的な形で前もってそういう回収を前提に予算措置をしつつ資本を充実していただくというようなことは行っておりますので、そういう中で見ていただくのかなというふうに理解をしております。

○松本分科会長 どうぞ、続いて。

○岡専門委員 僕の質問が悪いんだろうと思いますけれども、1つは、求償権というか、代位弁済なんかが増えていく、そういうものを事業費として位置づけるというか、その中に、事業費の中にそういうものを含めてしまうと、評価というようなものと、何か基金が、あるいは機構が独自で努力して合理化して無駄を省いていくとかというのがこの本来の目的だと思うんですけども、それと少し意味が違うんじゃないかなというのが1つ。

それからもう一つは、その一次産業の産業構造云々と言われている中で、例えば、いいですか、こんなことを言って。

○松本分科会長 どうぞ、どうぞ。

○岡専門委員 例えば、林野庁は再生プランとかと言って、今森林が大事だからというのでプランをやっているわけです。山の木を育てるほう、あるいは使うほう、それぞれに国交省あたりと連携をとってやっているようですけれども、そういう場合は当然住宅がふえないとか、ちょっと言えば木材需要のその7割以上が住宅建築というか、建築に使われているんですね。その建築が今まで100万戸とか、多いときは190万戸もあったんですけど、去年あたり80万戸を割って大変だというような状況、じゃその80万戸は今度近い将来、100万戸、120万戸に戻るかといったらそれはとても考えられない。

そういうふうな状況を片方で踏まえていて、片方で木材の利用を増やしたり、あるいは森を健全にさせようとかということになると、当然木材産業のその構造改善なりいろいろなものが起こってくる。産業構造を変えていかなきゃいけなくなってくる。そうすると、もうその裏腹にあるのは金融だと思うんですね。そういうふうな金融に対して農水省として特にどういうふうな考え方を持ってこれから対応していくかとしているのか。あるいはそういう再生プランなんかのような将来を見据えた政策の中で金融というものをどういう

ふうに位置づけているんだろうかという2点をお尋ねしたかったです。

○松本分科会長 なるほど。2回目のご説明はかなりわかりやすい説明ではなかつたかと思うんですが、いかがでしょうか。こういう経済情勢では代位弁済を含む事業費を減らすことは非常に無理な要求で、総体的にそれができないということで評価が落ちるという、そういう懸念もあるわけですよね。いかがでしょうか。そういうんだったら評価 자체をかなり見直すということも含めて、かなり難しいご質問であることは事実ですけど。

○経営局金融調整課長 すみません。林業直接ではありませんけれども、農林水産業全般に言えることかと思いますけれども、資金繰りをどのように円滑にしていただくかということになるかと思います。その際に信用基金が回収に頑張っていただくこと、標準的に回収頑張っていただくことを前提に予算措置等を行ってやるわけですけれども、それぞれのつかさつかさでご努力いただこうと思うんです。ある程度公的な信用補完機関が資金を回収することを前提に、保険でありますとか債務保証でありますとか設計をしてまいりますので、その中でいかにその制度全体として信用補完がなされていくかということを充実していくのかということでありまして、信用基金が実際に世の中の資金繰りがよくなるように業務を運営していただくわけですけれども、そこは先生がおっしゃるように兼ね合いまして、実際にその審査を厳しくしていけば資金繰りはうまくいかず、政府側がある程度のその損失をかぶっていかないと所期の目的を達成できないという面もあるかと思いますので、そのバランスは大事だと思うんですけども、政府全体としては資金を用意しつつ、信用基金にも一定の回収等についてご努力いただく、そういう中で実現できていくんじゃないかなと思っております。

○松本分科会長 岡委員、いかがですか。

○岡専門委員 まあ結構です。

○松本分科会長 結構ですか。ご理解いただけましたか。

○岡専門委員 はい。

○松本分科会長 それでは、どうぞ、そのほかお願いします。

青柳委員、どうぞ。

○青柳委員 農業者年金基金の2ページ目と3ページ目にかけて、給与水準の適正性の検証等という題を受けて、注意書きが赤い字で書いてあるんですが、こちらのほうには給与水準の適切性となっているんですが、適正性の誤りかどうかというのが1点と、それからあと、農林水産消費安全技術センターの5ページの真ん中辺、「農林水産省から要請された

調査等を適切に実施する」と書いてありますけれども、これは適正性、適切にというふうに使い分けられているのか、この2点を教えていただきたい。

○松本分科会長 それでは、その字句及び内容についてご質問がございましたので、お答えをお願いします。

まず、農業者年金基金のほうから。

○農業者年金基金理事長 私のほうからお答えしてよろしいでしょうか。

○松本分科会長 はい、どうぞ。

○農業者年金基金理事長 農業者年金基金の理事長の伊藤でございます。

この今ご指摘のページのところに、2ページ、3ページのところでありますけれども、表題が給与水準の適正性の検証等ということになっておりまして、今ご指摘の下の赤い文字のところは、適切性についての検証はと、こうなっているわけですけれども、そのご指摘だと思いますが、表題の適正性の検証ということに合わせたほうがいいんじゃないかと思います。という間違いといいますか、ちょっと言葉の使い分けが的確ではなかったということだと思います。

○松本分科会長 それではもう一つ、農林漁業信用基金のほう。

同じでいいですか。それはやっぱり……

○青柳委員 使い分けられているんじゃないですか、わざと。違うのかな。使い分けられているのかなと思った。

○松本分科会長 その点だけを明確にしていただければ、使い分けていらっしゃるという。

いえいえ、違う、基金のほう。農林漁業信用基金。

○青柳委員 じゃなくて、消費安全技術センターの。

○松本分科会長 消費安全センター、ごめんなさい、すみません。消費安全センター。

○農林水産消費安全技術センター理事長 消費安全技術センターの理事長でございます。

ただいまのご指摘ですけれども、5ページでございますが、私どもの農林水産省から要請された調査等を適切にというところの文言だと思いますが、我々受けるほうの立場でございますが、適正に行うというのは、我々の業務としては通常そう行われていることなどで、それを適切に後は処理をするというふうに判断をしておりますので、その以前に適正なことというのは通常業務として我々の検査業務では行われている内容であるというふうに判断しております。

○松本分科会長 よろしゅうございますか。

どうぞ、そのほかお願いします。

井上委員、どうぞ。

○井上委員 3法人に関連していますが、これまでの会議でも何度かお尋ねしたことがあるんですけど、その評価の分け方として3つに分けている場合と、それから4通り、5通りというのがありますね。要するに量的な指標の場合に何%を目標とするという場合がありますけれども、削減に関しても、その3通りに分けていいものだろうかというのを感じております。

例えば、具体的には農業者年金基金の1ページ目ですけれども、この一般管理費の削減率という数値目標を上げていって、それでその達成度合いがAというのが90%以上で、Bが50%から90%未満という数字が上がっていますけれども、90%以上いかない場合は、もうじや次Bだからそれほど努力しなくても50%はいくんだろうというような、要するに削減目標に対する意欲の低下ですよね、そういう3通りの評価指標は粗いという印象を受けました。

それから、5ページ目の常勤職員の計画的削減で、80人を79人としますと書いてありますけれども、これこそ2つでいいんじゃないですか？計画どおり削減したか、しなかったかにあるにも関わらず、これは3通りの評価で「おおむね削減した」と書いてあります。19ページでも全く同じ内容がありますので、それぞれの状況に応じて細かい配慮というのを考えていきたいと思います。

それから、他の法人でも、例えば農林漁業信用基金でも、2ページ目に、Bの達成度合いが50%以上から90%未満というのがありますが、いつまでたってもやっぱり私の印象としては粗い分け方だと思っています。

以上です。

○松本分科会長 それでは、この件についてご回答をお願いします。

どの法人からでも結構です。まず一番簡単なところからいきましょうか。

その3つになることはなくて2つでいいんじゃないかということですね。この点はいかがでしょう。完全に定量化がもうはっきりしている場合、これはできる、できなかった、この2つでいいという、そういうことと、それから、かなり評価は難しいんだけれども、非常にA・B・Cランクが非常に大まかである。そのそれぞれのA・B・Cランクの範囲が大き過ぎて、これではちょっと粗過ぎるという、要はこの2点だと思います。

○消費・安全局消費・安全政策課課長補佐 事務局でございます。

今、井上委員のご指摘の評価の幅ということでございますけれども、これは前の分科会でも議論になったようでございますけれども、これについてはまだ例えば各法人間であるとか農林水産省の分科会間の調整は今のところできてございません。これから今後、政権も交代しましたけれども、独立行政法人につきましてはまた抜本的な見直しがあります、そしてまた制度そのものについても一緒に議論されるようでございますので、その議論の中でまた分科会でも、そういった共通的な事項は扱っていかなければならないのかなとうふうに思っていますけれども、また後ほど文書課も参りますので、また何か別の見解があればそこで文書課からお話をします。

○松本分科会長 とりあえずはそういう回答ということでおろしゅうございますか。ちょっと完全なご回答ではないという、後で伺ったらということです。

○井上委員 わかりました。

○松本分科会長 どうぞ、そのほかお願ひします。

(発言する者なし)

○松本分科会長 それでは、ただいまいただきました意見につきましては、早急に法人及び事務局と調整を行いまして、その上で必要な措置を講じさせていただきたいと思います。必要な措置と申しましても、先ほど説明がありましたように、非常にまだ不透明な部分があって、それが適切な、あるいは適當な措置であるかどうかというのもまだわからないわけですけれども、その点はちょっとご容赦願って、早急に法人と事務局と調整を図った上、その取り扱いは、私に一任いただきたいと思います。

そういうことでいかがでしようか。よろしゅうございますか。

(「はい」と言う者あり)

○松本分科会長 ありがとうございます。

それでは、そのようにさせていただきます。

次の議題の4でございます。次の議題は「20事業年度退職役員の業績勘案率（案）について」でございます。

事務局から説明をお願いいたします。

○消費・安全局消費・安全政策課課長補佐 それでは、お手元の資料の5-1に沿ってご説明をいたします。

退職役員の退職手当算定につきましては、平成15年の閣議決定に基づきまして、平成16年以降の在職期間に係る退職手当につきましては、一月につき俸給月額の100分の12.5を基

準といったしまして、これに各府省の評価委員会がゼロから2.0の範囲で決定する業績勘案率を乗じたものとするということが決められてございます。それを受け、農林水産省の評価委員会においては、各法人の中項目の年度評価結果の加重平均を基本とする算定式によって算定をいたしまして、これに特段の法人及び個人の業績を考慮して加減算することができるとされております。

なお、第5回の親委員会において、業績勘案率の決定の議決権限は分科会に委任されています。そして、今回2名の方につきまして、農業者年金基金及び農林漁業信用基金から資料の提出がなされております。資料5のうちの下の表に一覧にしてございますけれども、それぞれの役員の詳しい業績の算定資料につきましては、その後の資料の5-2及び5-3をご確認いただきたいと思いますけれども、それぞれの基本勘案率、そして法人業績加算、そして個人業績加減算は資料5-1の表のとおりとなってございまして、それぞれ計画の範囲内で業務の効率化及び改善を行ってきたものであることから、加算にまでは至らないということが法人において判断されたということでございます。

また、農林漁業信用基金につきましては、今回、退職役員の業績勘案率や退職手当額の算定を行う中で、役員退職手当規程について業績勘案率の変動や退職手当額そのものに増加を伴うようなものではございませんけれども、過去の改正時における条項のずれなどが見つかりました。本来であればここに一部改正案を提出すべきものでございますけれども、現在精査しているところであり、後日郵送にてご意見を伺いたいと考えております。

以上でございます。

○松本分科会長 ありがとうございました。

それでは、ただいまの説明に対しましてご質問、ご意見をお願いしたいと思います。

ございませんか。いかがでしょうか。

(発言する者なし)

○松本分科会長 それでは、特段の意見がございませんので、20事業年度退職役員の業績勘案率につきましては、今回の案で決定するということでよろしゅうございますか。

(「はい」と言う者あり)

○松本分科会長 ありがとうございました。それでは、そのようにさせていただきます。

なお、この業績勘案率の案につきましては、総務省政策評価独立行政法人評価委員会に通知するということにいたします。また、総務省政策評価独立行政法人評価委員会から特段の意見がない場合は本案のとおりとさせていただきます。

それでは、次の議題に移ります。次の議題は「農畜産業振興機構の短期借入金の借換えについて」でございます。

それでは、農畜産業振興機構から説明をお願いいたします。

○農畜産業振興機構理事長 農畜産業振興機構の理事長の木下でございます。

資料6に即しましてご説明を申し上げます。

1ページでございますけれども、私ども農畜産業振興機構の業務の一つとして、1に書いてございますように、国内のサトウキビ生産者、そして国内においててん菜・サトウキビを原料として砂糖を製造する国内産糖の製造事業者に対して、交付金を交付するという業務を行っているわけでございます。

お手元の資料の2ページをお開きいただきたいと思います。この表でございますけれども、私どもが生産者あるいは事業者に対して交付金を交付する原資は、表の上にありますように調整金収入に依存をしているわけでございます。調整金収入がおおむね各月均等に入ってくるのに対しまして、下の欄に書いてございます交付金支出は、サトウキビの生産時期に集中的に支出をするということから、これらの時期的なおくれに対しまして借入金で対応しているという状況でございます。

このほかに最近は、国際的な糖価の上昇等によりまして、調整金収入が支出に対しまして不足しているという状況でございます。これらを含めまして、私ども、短期借入金で対応しているわけでございますが、短期借入金限度額800億円の範囲内で借りかえをしたいのが第1の事項でございます。

続きまして、でん粉についてもご説明を申し上げます。3ページでございます。1に書いてございますように、私ども農畜産業振興機構、国内のでん粉原料用カンショ生産者、そしてこれらを原料としてでん粉を製造する製造事業者に対しまして、調整金を原資として交付金を交付するという事業を行っているわけでございます。

お手元の資料の4ページをお願いいたします。調整金収入が砂糖と同じようにほぼ毎月入ってくるのに対しまして、でん粉の生産、芋の生産が、下の欄に書いてございますように、11月から1、2というふうに時期的に集中しております。このような時期的なずれを調整するために短期借入金で対応し、生産者に交付金を交付するというわけでございます。これらにつきまして、短期借入金120億円の限度の範囲内で借りかえを行いたいというわけでございます。私ども、3月末には21億円の短期借入金が必要となるというふうに考えておる次第でございます。

よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○松本分科会長 ありがとうございました。

それでは、ただいまの説明につきましてご意見、ご質問を求めるたいと思います。

どうぞ、お願いします。ございませんか。

それでは、松井委員、どうぞ。

○松井専門委員 この短期借入金残高についてお聞きします。

砂糖のほうですが、でん粉のほうで見ますと必ずあるところではゼロになりますよね。短期でよろしいかと思うんですが、年度でゼロになりますから。ところが、この砂糖のほうの短期借入金はゼロにはならない。このままずうっと考えるとどんどん借入金がふえていく。これを短期借入金と言っていいのかという問題が1つ。

それと、こういうことは継続できるんでしょうか。その2点です。

○松本分科会長 それでは、ご説明をお願いします。

○農畜産業振興機構理事長 まず、第1点でございますけれども、私どもの砂糖勘定では、短期借入金で賄うということで、長期借入金規定はございません。そもそも短期借入金の規定しか置いていないのは、この砂糖勘定におきます調整金と交付金支出、これは基本的には調整金の収入をベースにして交付金を支出するという制度の建前から、足らざる場合には短期借入金で対応するということでございます。

そして、現在695億円というふうに多額の借入金残高になっておりますけれども、先ほど申し上げましたように、砂糖の国際相場が大きく二、三年極めて高水準に推移し、結果として調整金単価が少なくなってきた。また、そのほかに輸入数量の減少、あるいは異性化糖の調整金が実はトウモロコシの高値安定のためにとれていな等々の要因から、調整金が減少しているということ、そしてまた、一方でサトウキビの豊作等、支出がふえているという点でございます。そういう意味でここ二、三年のいわば極めて特殊な事情によりまして支出が非常にふえているという現状でございます。

お手元の先ほどの資料の2ページに書いてございましたが、政府のほうでも昨年の12月に、現在の砂糖勘定におきます借入金残高の動向についてしっかりととした対応をしようということで、極めて異例でございますけれども、このような決定をし、既に公表していただいております。そういう意味で、私ども、関係者が非常に多くて、かつ現在の経済情勢の中で大変ご苦労されていると思いますけれども、このような昨年12月の農林水産省のご発表に沿って、できるだけ早く解決されるということを期待している次第でございます。

○松本分科会長 松井委員、よしゅうございますか。

そのほかどうぞ。いかがでしょうか。

(発言する者なし)

○松本分科会長 それでは、そのほか特段の意見がございませんので、「農畜産業振興機構の短期借入金の借換えについて」は、後日郵送により諮問、答申の手続をとらせていただきたいと思いますが、よろしゅうございますか。

(「はい」と言う者あり)

○松本分科会長 ありがとうございます。それでは、そのようにさせていただきます。

それでは、次の議題に移ります。

「農林漁業信用基金の長期借入金の借り入れ・償還計画について」でございます。

農林漁業信用基金から説明をお願いします。

○農林漁業信用基金理事長 農林漁業信用基金の堤でございます。

それでは、農林漁業信用基金の長期借入金の借り入れ・償還計画についてご説明をいたします。

この件につきましては、平成22年度予算が成立してからでなければ借入額が確定いたしません。そういうことから、本日は事前にご説明をさせていただき、金額が確定した段階で、国の予算成立後4月に入ってからになりますが、その時点で主務大臣に認可申請を行い、評価委員会のご意見を伺うと、こういう手順で進めさせていただきたいと思いますので、よろしくお願い申し上げます。

お手元の資料7の1ページをお願いいたします。まず、1、業務の概要でございます。林業経営基盤強化暫定措置法に基づきまして、林業経営改善計画の認定を受けた者に対し、信用基金が森林施業の合理化に寄与する造林等を実施するのに必要な長期かつ無利子の資金、これを森林整備活性化資金というふうに称しておりますが、この融通を行うことになっております。

具体的には3ページをお願いいたします。ここにございますように、信用基金が日本政策金融公庫に森林整備活性化資金の貸付原資を無利子で寄託をし、公庫は信用基金が推薦する林業者に対しその原資を公庫の有利子資金と合わせて無利子で貸し付けると、こういう仕組みになっております。

次に、2の長期借入金の借り入れについてでございます。

信用基金は、この公庫へ寄託する原資を政府出資及び民間金融機関からの長期借入金に

よって調達をしております。長期借入金の借入利率につきましては、競争入札に付す方式により決定することとしております。長期借入金の政府保証限度額は毎年度政府予算で決められておりまして、平成22年度政府予算案では18億1,000万円となっております。この内訳は借り換え分の18億1,000万円でございます。この平成22年度予算が成立し、公庫からの繰上償還額が確定するなど借り入れの必要額が固まり次第、認可申請をいたしたいと存じておりますので、よろしくお願ひいたします。

2ページをお願いいたします。次に、3の長期借入金の償還計画についてでございます。

今ご説明いたしましたように、信用基金は公庫へ寄託する原資を政府出資及び民間金融機関からの長期借入金により調達しておりますが、その借入期間は4年としております。平成18年度に借り入れを行った21億7,500万円が22年度において償還を迎えることになっております。償還財源につきましては、公庫からの寄託金の償還額と民間金融機関からの金利競争入札による借り入れにより対応することといたしております。

なお、本件につきましても、平成22年度予算が成立した後、長期借入金の借り入れとあわせて認可申請をしたいと存じておりますので、よろしくお願い申し上げます。

以上でございます。

○松本分科会長 ありがとうございます。

それでは、ただいまの説明に対してご意見、ご質問をちょうだいしたいと思います。どうぞ。

ございませんか。

(発言する者なし)

○松本分科会長 それでは、特段ご意見がございませんので、農林漁業信用基金の長期借入金の借り入れ・償還につきましては、後日郵送により諮問、答申の手続をさせていただきたいと、こういうふうに思います。それでよろしゅうございますか。

(「はい」と言う者あり)

○松本分科会長 ありがとうございます。それでは、そのようにさせていただきます。

次は「その他」でございますが、まず先ほど申しました文書課から「独立行政法人を巡る情勢について」説明をお願いいたしますが、もし可能であれば、先ほど井上委員からございました、かねてからの評価基準、これがかなり大ざっぱになって一向に改善されない、そういうことについて可能であれば触れていただきたいと、こういうふうに思います。

それでは、文書課からよろしくお願ひいたします。

○大臣官房文書課課長補佐 文書課の課長補佐をしております鈴木と申します。本日、文書課長は都合で来られませんので、私から事務的にご説明させていただきます。着席させていただきます。

まず、独立行政法人をめぐる情勢につきまして、資料の8の1ページのほうをご覧になっていただきたいと思います。

資料の1ページ目は、昨年の12月25日に閣議決定されました「独立行政法人の抜本的な見直しについて」でございます。この閣議決定の内容を簡単にご説明いたしますと、1の基本姿勢で、独立行政法人のすべての事務・事業について、国民的視点で実態を十分に把握しつつ、聖域なく厳格な見直しを行う。また、見直しの結果、独立行政法人の廃止、民営化、移管等行うべきものについては必要な措置を講ずる。見直しの過程において、主務大臣が説明責任を果たすとともに、事務・事業の廃止等によってどのような問題が生じるかを具体的かつ明確に説明できない場合には、当該事務・事業の廃止等の措置を講ずる。また、独立行政制度自体を根本的に見直すことを含め、制度のあり方を刷新するというようになってございます。

先ほど評価基準の見直しの話が、またご質問があったということなんですけれども、この辺の動きは、ここに書いてありますように、独立行政法人制度自体を見直すという中で、場合によっては取り上げられるんではないかというところでございます。まだ具体的に、評価委員会のあり方も含めて、そういう制度をどのように見直すかということにつきましては決まったものはございませんので、今後またそういった評価基準の見直しに至るもの、また独法の評価委員会のあり方のようなことが決まるなり、そういう審議の過程が行われているということがあれば、こういう分科会の機会なり親委員会の機会でご説明していきたいと思いますのでよろしくお願ひいたします。

資料のほうに戻らせていただきます。見直しの視点でございますけれども、すべての独立行政法人について、以下の視点で抜本的な見直しを行うというふうに書かれております。

事務・事業の抜本的な見直しでございますけれども、事務・事業について、2ページ目になりますけれども、必要性、有効性、効率性の観点から、次の視点に立って抜本的な見直しを行う。

①として、国民生活にとって真に不可欠なものであるか。②として、民間の参入を阻害しているものではないか。③番目といたしまして、地方公共団体で実施できないか。それから④番目といたしまして、他の主体で実施できないか。それから⑤番目といたしまして、

国の行政機関に事務・事業を移管できないかというような視点となってございます。

また、こういう独立行政法人の事務・事業の見直しとあわせまして、（3）になりますけれども、組織体制及び運営の効率化の検証ということも行われることになっております。この中で、独立行政法人制度の基本理念と国の関与の実態を踏まえて、内部ガバナンス、国の関与のあり方をどう構築するか、厳格なコンプライアンスをどう確立するかということ、それから国民へのサービス向上を図るための体制のあり方は適切か、それから③といったとして、機動的・効率的なマネジメントが確立されているか、役員の任命及び法人の長の意思決定は適切に行われているか、それから、事務・事業の実施方法、規模等は適切か、関連法人等との間の資金や人の流れの透明性は確保されているか、随意契約は真に合理的な理由があるものに限定されているか、また、競争入札についても実質的な競争が確保されているか、それから保有資産等の経営資源が事務・事業の目的及び内容に照らして過大なものとなっていないか、徹底的に縮減し国庫返納等を行うべきではないかということが書かれております。

これは資料の6ページをあわせて説明いたしますが、保有資産のあり方で不要財産について国庫返納を行うべきではないかということを受けた形、それからその前に行われました事業仕分けの議論を踏まえまして、独立行政法人の保有資産の見直しというのを行うということとなっております。それに伴いまして不要な財産について国庫返納が可能となるように、独立行政法人通則法の一部を改正する法律案というのが今国会に審議されることになっておりまして、先月2月9日に閣議決定されているということでございます。

改正目的でございますけれども、独立行政法人について業務の見直し等により不要となった財産の国庫納付を義務づけることにより、その財務基盤の適正化及び国の財政への寄与を図るということでございます。

具体的な改正事項でございますけれども、これは以前から委員をされていた方には既にご案内済みかと思いますけれども、前の通常国会で独立行政法人通則法の一部を改正する法案というのがかかっておりましたけれども、そのうちの一部の不要財産の処分、それからその処分計画の中期計画への記載を義務づけるという形になっているものでございます。そこの部分を切り出したというものでございます。規定については、政府出資に係る不要財産について、国庫への返納または売却収入の納付、これに伴う減資を規定するというものでございます。

また、あわせて民間出資等に係る不要財産について払い戻しの手続を規定ということで

ございます。

ここで、具体的な規定はお示ししておりませんけれども、評価委員会のほうに関係する内容も一部ございまして、この不要財産の返納については主務大臣の認可ということが決められておりまして、主務大臣の認可に当たっては独立行政法人の評価委員会の意見を聞くというようになってございますので、またこの手続につきましては、この法律が可決・成立した後、親委員会等で諮っていきたいと思いますのでよろしくお願ひいたします。

大変申しわけありません。また3ページのほうへ戻っていただきたいんですけども、3ページのほうの関連事項でございます。関連事項の一番上の（1）の独立行政法人整理合理化計画に定められた事項について、当面凍結ということがここで、この閣議決定で決められています。当面凍結して独立行政法人の抜本的な見直しの一環として再検討することになります。

ここにつきましては、当省関連の重要な事項といたしましては、種苗管理センターと生物研究所と環境技術研究所という3法人の統合というのがこの整理合理化計画に決められていたわけでございますけれども、この3法人の統合についても凍結となりまして、これから行われる抜本的な見直しの一環として再検討されるということとなっております。

ただし書きの随意契約の見直し及び保有資産の見直しに係る事項については、再検討の間においても引き続き取り組みを進めるということになっておりますので、整理合理化計画の中にあることがすべて凍結というわけではございませんで、随意契約の見直し、それから保有資産の見直しにつきましては引き続き進めまして、特に保有資産の見直しにつきましては、先ほどの通則法が改正されれば不要財産は国庫に返納していくという形になっているということでございます。

あと、若干関連事項で独立行政法人の評価委員会にかかわることとしましては、（3）の中期目標期間終了時における独立行政法人の組織・業務全般の見直しについてでございますけれども、これは15年8月1日の閣議決定では、最終的に行政改革推進本部の決定というのをもちまして見直しの事項が決まるものでございましたけれども、行政改革推進本部のほうは開かれる予定がございませんので、その前の段階の勧告の方向性というものが出て、それによって見直しの事項が固まるということになっております。

また、来年度、中期目標期間終了時の見直しにつきましてご審議いただくことがあろうかと思いますけれども、その際にもまた改めてお知らせしたいと思います。

以上が閣議決定の内容なんですが、現実的に何が動いているかと、報道等で皆さんご存

じであろうかと思うんですけれども、事業仕分けを4月、5月に行うということになっておりまして、今具体的なスケジュールですとか、そういうものはまだ連絡はございませんけれども、行政刷新会議の事務局のほうに、その事業仕分けに向けた作業ということで、独立行政法人の概要等の資料を提出しているような状況でございます。

続きまして、資料の4ページ目になりますけれども、独立行政法人の契約状況の点検・見直しについてでございます。

これにつきましても、先ほどの閣議決定に先立ちまして21年11月17日に閣議決定されております。独立行政法人の契約は原則として一般競争入札ということになっておりますけれども、競争性のない随意契約に対する厳しい批判に加えまして、一般競争入札等に移行しても一者応札・応募となっているということで、実質的な競争性が確保されていないのではないかという指摘が引き続き存在することから、今申し上げました競争性のない随意契約、それから一者応札・一者応募というのを点検・見直しを行うという内容となっております。

これにつきましては、5ページ目の上のほうにございますけれども、独立行政法人に契約監視委員会を設置いたしまして、そこにおいて点検・見直しを行うということとなっておりまして、契約監視委員会のほうは外部委員と監事で構成されるわけですが、外部有識者につきましては、当省の場合におきましては弁護士の団体、それから公認会計士の団体、それから税理士の団体、それからマスコミ関係者というところの推薦を受けた方で構成して、主務大臣、赤松大臣の了解を得まして設置されているという状況でございます。

今の状況ですけれども、これに契約監視委員会での点検を一度終えまして、(2)にございます主務大臣等の点検ということで、我々当省の中でこの点検作業を行っているという状況でございます。

この点検作業につきましては、4月末をめどに公表するとなっておりまして、3の(1)の一番下の行にございますけれども、総務省、それから当省、それから独立行政法人のほうで公表していくという流れとなっております。

独立行政法人をめぐる情勢としては以上でございます。

○松本分科会長 ありがとうございました。

非常に私どもにも関連が深いところを要領よくご説明いただいたのではないかと思います。

それでは、ただいまのご説明に対して質問等をちょうだいしたいと思います。どうぞ。

それでは、布施委員、どうぞ。

○布施専門委員 すみません。布施と申します。

契約監視委員会についてどのようなことが行われるのかということで、基本的には制度、規則にのっとった運営がなされているのかという観点で検討するような委員会であるのか、もしくは、もう少しこうしたら効率的になるのではないかというちょっと前向きな形の検討の委員会になるのか、どちらになるんでしょう。

○大臣官房文書課課長補佐 契約監視委員会でございますけれども、先ほど少し説明を省略させてしまったのですが、4ページ目のほうを見ていただきたいと思います。

4ページ目、1の点検・見直しを行うに当たっての主な観点ということが書いてございまして、その（1）でございますけれども、競争性のない随意契約を継続しているものについて、随意契約事由が妥当であるか、契約価格が他の取引事例等に照らして妥当となっているか、それから（2）といたしまして、競争性のない随意契約から一般競争入札等への移行を予定しているものの前倒しが検討できないか、それから（3）といたしまして、契約が一般競争入札等による場合であっても、真に競争性が確保されていると言えるか、括弧の中ですけれども、一者応札・応募となっている案件については一者応札・応募の改善方策が適当か、国や他の法人の取り組みも参考にさらに検証するということになっておりまして、ですから、具体的にやられているものにつきましては、もちろん独立行政法人の中の会計規程ですかその細則といったものに沿っているかというのは当然でございますけれども、それに加えて、例えば国で行われているような契約と比べて適正かどうか、さらには、社会通念上、国民の皆様にご説明するに当たって、本当にこれは隨契の理由として適正なのかどうかというような点をチェックしていただいているというふうなことになっております。

○松本分科会長 よろしゅうございますか。

どうぞ、そのほかお願いします。

それでは、向井委員、どうぞ。

○向井委員 1点、素朴な疑問。このPTの委員をさせていただいている立場から、評価をする立場からちょっとお聞かせいただきたいんですけども、今ご説明いただきました組織体制、運営の効率化等について、これを適正にやっていくという部分については何ら異論もございません。むしろ必要なことだと思っておりますが、私自身、家畜改良センターのPTを担当させていただいているんですけども、当初から廃止ということで、多くの中

小家畜あるいは大家畜も業務の対象から外すということで評価が上がると、A評価であると。やめればA評価、続ければBとかCとかいう、非常に違和感を持っていたんですけども、今回も総務省のほうのこの意見書を見ると、ミツバチ業務というのがあるんですけども、これも20年に廃止というのを決定して、ただそれを廃止したのかどうか書かれていよいよということでおしかりをいただいているんですけども、廃止しましたと書けばよかったですんでしようけれども、ところがここ昨年あるいは一昨年からミツバチの問題に関しては非常に国民的な課題になった。あるいは、そのことに対して国あるいはさまざまな研究機関が、何をしているんだというような多くのおしかりもいただいた。こういうことに関して、じゃ真に国民に必要な業務、民間ができない業務、多くの影響を持つ業務、それを廃止しなければA評価でありませんよという評価をした。そのことに対する、そういう評価をしたものとして非常にじくじたる思いがあるんです。そういうことに対して農水省なり、どういう見直しになるのか。あるいは真に必要なものであるならば復活はあり得ないのかいふことも含めて、立場上そういうことをお願いするのはおかしかかもしれませんけれども、非常に評価をしている、あるいはその意味も兼ねてちょっとお聞きしたいと思いますし、あえて意見を言わせていただきました。

○松本分科会長 大変重要なご質問だと思います。

じゃ、回答をお願いできますか。

○大臣官房文書課課長補佐 大変重要な質問でございますけれども、大変このことを言うのは申しわけないんですけども、私が答えられることというのは非常に限れています、私ども事務方から省の意思というものを申し上げることはできないのですけれども、それは言いましても、大臣なども言われているものは、まず1つは、廃止するかどうかという意味では、法人自体も国でやるべきものは国に戻すということもあり得るし、もちろん民間でやるものには民間でと、そういう選択肢を持ってやることになっているとおっしゃられております。

ただ、この先どのような議論が行われるかというのは明確ではないんですけども、最終的に廃止だからそれがいいんだというようなことにはなるというふうには現段階では聞いていないというところでございます。

ただ、この閣議決定にもあるように、我々農林水産省というか、主務大臣と書いてございますけれども、例えば今度の、この間、事業仕分けで行う事業におきまして、やはり国民の皆様から見てなるほど必要だというふうなふうには理解をされるような説明をしなけ

ればいけないと、農林水産省はそういう立場なんだという認識を持ってこれから見直しに当たっていくことになろうかと思います。

答えにならないよう大変申しわけないんですけども、そのような状況でございますのでよろしくお願ひいたします。

○松本分科会長 ありがとうございました。

どうぞ、そのほかお願いします。何なりとどうぞ。

ございませんか。

(発言する者なし)

○松本分科会長 それでは、ほかにご意見がございませんので、次の議題に移りたいと思います。

なお、この件に関して、きょうはご質問が出なくても、後ほどまた別の伝達方法で問い合わせていただければと思いますので、どうぞその点は各委員におかれましても、なるべく早い機会に適切なご理解をいただけすると、そういうふうにお願いしたいと思います。

次は「農林漁業信用基金の長期借入金の入札結果について」、農林漁業信用基金からご報告をお願いいたします。

○農林漁業信用基金理事長 農林漁業信用基金の堤でございます。

農林漁業信用基金の平成21年度の長期借入金の入札結果についてご報告いたします。

資料9をごらんください。昨年の平成21年3月11日の農業分科会におきましてご審議いただき、その後、5月1日付で主務大臣の認可を受け入札を行いました。その結果について報告いたします。

おめくりいただきまして、2の平成21年度下期の長期借入金入札結果をごらんください。入札日は平成21年10月6日、借入金額は19億5,400万円で、落札利率は0.94%でございました。

以上が下期の長期借入金の入札結果の報告でございます。

○松本分科会長 ありがとうございました。

それでは、ただいまのご報告に対しましてご意見、ご質問をいただきたいと思います。どうぞ。

(発言する者なし)

○松本分科会長 ございませんか。

それでは、次に移ります。

次は、政策評価・独立行政法人評価委員会からの指摘事項に対する法人の対応方針について、事務局から報告をお願いします。

○消費・安全局消費・安全政策課課長補佐 それでは、最後の横長の参考資料と書いてございます。これをごらんいただきたいと思います。

この参考資料は、昨年の8月の分科会でご審議をいただきました平成20年度の業務実績に関する評価について、いわゆる政独委の二次評価ということでございます。それを政独委の二次評価に対する各法人の対応方針（案）、あくまでも案でございます。これを整理したものでございます。

ここに記載されている事項は、PTでの議論を終えているもの、またそうでないもの、いろんなものが混在してございます。ことしの8月に予定している分科会までにはすべてのPTでの検討を終える予定としております。今後の評価の参考にしていただければと思いお配りした性格のものになりますので、今後ご活用をお願いいたします。

以上です。

○松本分科会長 ありがとうございました。

ただいまのご報告についてご意見、御質問がありましたらよろしくお願いします。どうぞ。

それでは、岡委員、どうぞ。

○岡専門委員 すみません。非常に狭い話で恐縮なんですけれども、今のこの参考資料で、一番最後の13ページから14ページにかけて農林漁業信用基金についての総務省の評価委員会からの意見があって、右のほうに法人の対応方針として「外的要因の影響度合を定量的に分析する手法を導入する。」というふうになってます。

お尋ねしたいのは、総務省の評価委員会からいろいろ意見が出てきますね。それに対して我が省と言うと変ですけれども、農水省としてどういうふうなやりとりをして、必ずしもその総務省の言っていることが実態に合っているかどうかというのはあるんだろうと思うんですね、そういうことだって。そういうものが、我々委員と言うと変ですけれども、それも広くやはり国民に知られないと、ご無理ごもっともみたいな話になっちゃって、なってはいないでしょうが、なっているように受け取られても仕方がないことがあると思うんですね。だから、やはり所管庁、省庁としてその実態をあくまでも主張して反映されるような対応が欲しいと思うんですね。

○松本分科会長 そうですね。

○岡専門委員 例えば、我が自分のＰＴのことを言って恐縮なんですけれども、気を悪くしないでください。例えば定量化しろと言われたら、今回の業務報告書の業務実績評価指標のところで、やはり全く同じように定量化しますというふうに出ているわけですね。だけど、例えば20年度なんてさっきも言いましたけれども、100年に一度というような経済危機の中で起こってきた数字を根拠にして、定量化しろなんて言ったってどだい無茶な話だと思うんですね。

例えば、今回のチリの三陸の津波でああいうふうな状況になったようなものとか、とにかく一次産業を所管している当省にしてみたら、やたらそういうことがこれから起こり得るだろうし、特に今のような気候変動が言われているときに、省としてもどうするのかなというのが正直な疑問なんですね。だから、当然今検討過程ですから何とも答えようがないとおっしゃられればそのとおりなんですけれども、例えば何かの事例でもあって、こういうふうな定量化をしているんだというようなことがお伺いできればいいなと思っています。

○松本分科会長 今のはご意見あるいはご質問とか。

○岡専門委員 何ともわかりませんけれども、もし何かお答えいただければ。

○松本分科会長 回答があればということですね。

○農林漁業信用基金理事長 金融調整課長がいらっしゃらないので私のほうから、当事者でありますので、お答えになるかどうかは別といたしまして。

岡委員のおっしゃることにつきまして、私どもも大変重く受けとめておりまして、つまり自分の自己努力で達成可能な世界と、自分の自己努力を超えている世界というのはやはりあると思いまして、そこの区分をどのように定量化できるのかというのが、我々もできれば数値化できると大変よろしいんですが、今その検討に着手しているんですが、なかなか有効な分析手法なりがまだイメージがわいていないというのが実情でございます。

この点についてはいろんな方々からもお話を伺っておりますけれども、例えば今の木材業界の状況は、例えば住宅着工件数が80万戸を割っているという大変絶望的な状況の中で、日本の中小の木材業者の方々が悪戦苦闘しておるわけでございます。先ほどの件でいきますと、例えば私どもの求償権の回収が困難なのは、債権回収事業者に委託をしておりますけれども、本質的な問題はそういうところにあるのではなくて、例えば事業再生がその地域で可能なのかどうか。事業再生が可能であれば、その事業を承継する方がおられれば、その工場設備等は適正な価格で承継されますので、回収も円滑にできると。しかし、

現実問題は、承継者が出てこないといったような場合は、ほとんどこれは更地にするためにコスト、逆にそのコストがかかるような始末でございまして、したがって求償権の回収という観点から見れば進まないと、そういう状況が実はありますので、私ども、そういう個別の事象が現実にございますので、そういうことを少し分析しながら識者の方々とも相談しながら、何かこういうことができないかどうか。

林業の関係で言いますと、林野庁がそういうことを踏まえてその予算をいろいろと確保していただいておりますので、最終的にはそういうことで埋めていく部分も大変大きいものがございます。ですから、この点についてはそれぞれ所管する林野庁の皆さん方ともよくご相談しながら、予算化のところをどうするかとかということを総合的に見ながら、岡委員のおっしゃられる大変危惧されているところ、回収率が上がればいいのかと、そういうレベルではないのではないかということは本当に重く受けとめておりますので、やはり日本の林業者がきちんと成り立っていくような条件整備は何かと、金融を超えて世界でもありますので、そういうことも踏まえて私ども取り組んでまいりたいと思います。

○松本分科会長 どうぞ、そのほかお願ひいたします。

ございませんか。

(発言する者なし)

○松本分科会長 ございませんようですが、それではこれで本日の議事につきましては終了いたしますけれども、全体を通して何かございましたら、この際承りたいと思います。

それでは、私、分科会長ですが、今からは分科会長というあれじやなくて、一委員としてまことに恥ずかしい素朴な意見で申しわけございませんが、各法人の業績に関して、それを総括的に、かつ総合的に評価する、それが政独委の評価であって、それに対しては各法人はこれまで非常に対応も早く、率直にそれに沿うような形で回答していたと思います。今、私が、恥ずかしい話であるけれども、率直に質問したいのは、政独委の判定あるいは評価が事業仕分けとどう関連があるのか。事業仕分けに対しては政独委の評価というものを非常に重く受け取っているかどうか、この点について内心非常に私は不安というか不透明なところがあるので、若干予定時間を過ぎておりますが、その点ちょっとだけでも、さわりだけでもいいから聞かせていただきたいと、こういうふうに思います。

○大臣官房文書課課長補佐 ただいまのご質問でございますけれども、政独委を所管しております総務省から、特に事業仕分けの結果を反映しているとか反映していないとか、そういうことは伝えられていない状況でございます。もう少し正確に言えば、もともと総務

省のしていることをわざわざ各省の担当に伝える必要もないかもしれませんけれども、今聞いている範囲ではそのような状況でございます。

余り答えにならないかもしませんけれども、よろしいでしょうか。

○松本分科会長 それで私も十分ではありませんけど、そういうことでございますなら、それで結構でございます。

どうですか。ございませんか。はい、どうぞ。

○岡専門委員 また変な話なんですけど、総務省から伝えられなければと今おっしゃっていましたけれども、そういうことというのは農水省のこの外部の委員会の担当の方としたら、今のような質問が出てきている場合は、やはりみずから問い合わせいかなければいけないんじゃないかなと思うんですね。

今、委員長おっしゃっていることなんて、僕、本当にそう思いますし、総務省の評価委員会と当省の評価委員会との突き合わせ、さっきちょっと言いましたけども、そういうふうなやりとりというのも非常に興味のあることだし、少なくとも僕だけじゃないと思いますが、やっぱり産業の現場、その業の現場に皆さんいらっしゃる、あるいはご専門になさっていらっしゃる方のわけですね。ですから、当然その実態はわかっているわけだし、それが単に収支が悪いからとか、何か無駄と言ったって、無駄という言葉の重みというのが、とり方ってすごい多様性があると思うんですね。だから、そういうものを無駄だというだけで切り捨てられているような今気がしないでもない。

それだけ、これは意見ですけれども、自ら問いかけていて、そういう点はつまびらかにして、言うべきことは言うべきじゃないかなと、そう思います。

○大臣官房文書課課長補佐 大変舌足らずで申しわけございませんでした。

総務省のほうの担当とコミュニケーションを図っていないということではございませんで、頻繁に図っております。舌足らずで大変申しわけございません。

もう少しご説明いたしますと、この政独委の評価が出る段階も事務局には、こちらも事務局から聞かれているのは事実はどうなのかということで、事実関係についてはどの法人の、今おっしゃられた特定の業務につきましても、こうなんだということをきちんと伝えるということは頻繁に行っております。あと、例えばこの二次評価の案を事務局で固める、つくるときにも、その事実と照らして、おかしいんじゃないかということは指摘して、直すようなことをやりとりは常日ごろからしているところでございます。

事業仕分けの関係がどうなるかというのも聞いて、またの機会にご報告したいと思いま

すので、大変舌足らずで申しわけございませんでした。

○松本分科会長 ありがとうございました。

どうぞ、そのほかございませんか。

それでは、最後に事務局から連絡事項をお願いしたいと思います。

○消費・安全局消費・安全政策課長 热心なご審議を賜りましてありがとうございます。

分科会の今後の開催日程ということでございますけれども、これにつきましてはまた別途ご連絡を差し上げたいというふうに思っております。

それから、資料でございますけれども、かなり量も多いものでございますから、卓上にそのまま置いておいていただければ、私どものほうで後ほど郵送するように手配をさせていただきますので、そういう形で卓上に置いていただければというふうに思います。

以上でございます。

○松本分科会長 それでは、以上をもちまして農林水産省独立行政法人評価委員会第32回農業分科会を閉会いたします。

委員及び専門委員の皆様方には、長時間にわたり大変熱心なご審議、まことにありがとうございました。

午後3時22分 閉会